

税理士会

税理士による

# 無料税務相談

一般的な税務相談（所得税・贈与税・相続税）について、税理士が電話でお答えします。  
お気軽にご相談ください。



令和4年

日時

11月11日（金）

午前10時～午後4時（昼休み有）

配偶者控除について  
知りたい

相談方法

電話による税務相談

TEL. 027-234-6131

住宅ローン控除に  
ついて相談したい

- ・複雑な相談には、対応できない場合がございます。
- ・相談申込み多数の場合、受付を終了することがあります。
- ・一人20分以内とさせていただきます。

相続税のしくみ  
を知りたい

税を考える週間（11月11日～17日）参加行事

無料税務相談は、税理士の社会貢献活動の一環で行っております。

主催：関東信越税理士会群馬県支部連合会

群馬県前橋市大手町3-3-1

<http://www.gunzei.com/>

TEL.027-234-6131

